

参考資料

- 1 唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿
- 2 唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱
- 3 唐津市男女共同参画推進本部設置要綱
- 4 唐津市男女共同参画基本計画（第4次）策定の経緯
- 5 唐津市男女共同参画行動計画（第3次）などの評価
- 6 男女共同参画行政年表
- 7 関連法令
- 8 用語解説

I 唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿

(令和2年3月1日現在)

氏名	主な役職・所属等
池田 宏子	佐賀女子短期大学講師
石山 恵美	唐津地区PTA連合会 副会長（母親会員代表）
浦郷 孝一	浜玉公民館館長
斧山 裕一	唐津市民生・児童委員連絡協議会会長
久保 美樹	公募委員 （唐津商工会議所女性会会長、国際ソロプチミスト唐津）
合田 富士子	公募委員 （北波多女性ネットワーク「未来」会長）
坂口 伸久	唐津農業協同組合、佐賀県指導農業士
竹永 成宏	唐津市保育会会長、七山保育園園長
田坂 茜	弁護士、佐賀県男女共同参画審議会委員
田代 恵美子	唐津市男女共同参画ネットワーク“レゾナ”庶務
谷口 繁美	唐津市地域婦人連絡協議会会長、呼子町女性防火クラブ会長
中島 直子	唐津市女性人材バンク登録者 （地域互助力向上ネットワーク0-100地域の輪 代表）
能隅 文興	唐津商工会議所 総務課参事兼係長
松本 律夫	人権擁護委員
吉村 多恵子	特定社会保険労務士

(50音順・敬称略)

任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日

2 唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成 22 年 6 月 8 日

告示第 177 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、唐津市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、調査し、及び協議する。

- (1)男女共同参画社会づくりに関する市の施策の推進に関する事。
- (2)男女共同参画推進に関する計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関する事。
- (3)計画の進捗状況及び成果の点検並びにその評価に関する事。
- (4)前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画施策の推進のため、市長が必要と認める事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。
2 委員は、市民、学識経験者、その他社会的な貢献を行う団体のなかから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。
2 協議会の議事及び会議録は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、未来創生部男女参画・女性活躍推進課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (略)

3 唐津市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年1月1日

告示第22号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 男女共同参画推進に関する計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、未来創生部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 唐津市部設置条例(平成17年条例第6号)第1条の部の長、ポートルース企業局次長、水道局長、消防長、会計管理者、教育委員会教育部長、議会議務局長及び市民センター長の職務にある者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(本部長及び副本部長の職務)

- 第4条 本部長は、本部の会務を総理する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部の委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

(幹事会)

- 第6条 本部に、所掌事務を調査研究させるため、男女共同参画推進幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、未来創生部男女参画・女性活躍推進課長をもって充てる。
- 4 幹事は、職員のうちから幹事長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の会議を招集する。
- 6 幹事長は、幹事会の研究の結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

(庶務)

- 第7条 本部の庶務は、未来創生部男女参画・女性活躍推進課において処理する。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
- 附 則 (略)

4 唐津市男女共同参画基本計画（第4次）策定の経緯

●平成30年8月10日～8月27日

「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」を実施。

1 調査期間	平成30年8月10日～8月27日		
2 調査対象	市内居住18歳以上の各男女1,000人（合計2,000人）		
3 調査方法	郵送		
4 回収率	31.6%（有効回答率：31.5%）		
5 調査項目			
	分野	設問番号	設問数 (副設問を含む)
(1)	回答者の属性	Q1～Q5	6問
(2)	結婚や家庭生活について	問1～問2	2問
(3)	教育・子育てについて	問3～問4	2問
(4)	仕事と生活について	問5～問12	15問
(5)	心と身体の健康について	問13～問14	2問
(6)	社会活動について	問15～問17	4問
(7)	人権尊重について	問18～問24	11問
(8)	男女共同参画について	問25～問26	2問
	合計		44問
6 男女比	女性56.4%、男性42.1%、その他0.2%、無回答1.3%		
7 年齢構成	女性		男性
	10・20歳代	8.7%	10・20歳代 5.3%
	30歳代	10.1%	30歳代 9.1%
	40歳代	14.4%	40歳代 14.3%
	50歳代	17.2%	50歳代 17.4%
	60歳代	22.3%	60歳代 26.8%
	70歳代	15.8%	70歳代 18.5%
	80歳以上	11.5%	80歳以上 8.7%

●平成 30 年 9 月 5 日～9 月 25 日

「女性活躍推進に関する企業アンケート調査」を実施。

1 調査期間	平成 30 年 9 月 5 日～9 月 25 日		
2 調査対象	市内に本社がある従業員 10 人以上の企業 399 社		
3 調査方法	郵送		
4 回収率	43.9% (有効回答率：43.9%)		
5 調査項目			
	分 野	設問番号	設問数 (副設問を含む)
(1)	企業の概要	問 1～問 3	3 問
(2)	女性の活躍推進について	問 4～問 9	10 問
(3)	女性の再就職状況について	問 10	3 問
(4)	育児・介護との両立支援について	問 11～問 14	7 問
(5)	ワーク・ライフ・バランスについて	問 15	2 問
(6)	ハラスメントについて	問 16	1 問
(7)	一般事業主行動計画について	問 17～問 18	2 問
(8)	男女共同参画に関する行政の取組み・支援について	問 19	1 問
		合 計	29 問
6 企業規模	20 人未満	41.1%	
	20～50 人未満	35.4%	
	50～100 人未満	12.0%	
	100～200 人未満	8.6%	
	200 人以上	2.9%	
7 従業員の男女比	女性 49.9% (4,461 人)、男性 50.1% (4,478 人)		

●平成 30 年 10 月 19 日

「平成 30 年度第 2 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。

- ・唐津市男女共同参画行動計画（第 4 次）の策定について

●平成 30 年 11 月 17 日・28 日

「男女共同参画に関する講話とワークショップ」の開催。

1 実施日時	平成 30 年 11 月 17 日 (土) 10:00~12:00	平成 30 年 11 月 28 日 (水) 14:00~16:00
2 参加人数	14 人	27 人
3 場所	唐津市民交流プラザ会議室	相知交流文化センター研修室
4 実施方法	講話、各 5 名程度のグループに分かれてのワークショップ	
5 ワークショップでの検討項目	「男女共同参画の課題・解決策」の検討	「男女共同参画の移り変わり・課題」の検討
内容		
<p>◆講演 講師：池田宏子さん（佐賀女子短期大学講師・唐津市男女共同参画推進協議会会長） 「男女共同参画ってなんだろう？」 -身近な例から考える男女共同参画について</p>		
<p>ワークショップ① (11/17) 「男女共同参画の課題・解決策」の検討</p>		<p>ワークショップ② (11/28) 「男女共同参画の移り変わり・課題」の検討</p>
<p>○男女共同参画の視点が欠けている・必要だと思うこと 「家庭」「地域」「職場」「学校」の項目ごとに、自由に意見を出しあった。</p> <p>○課題解決のために住民や企業、行政が取り組むこと 上記で出された課題を解決するためのアイデアを各グループで議論した。</p>		<p>○男女共同参画について変化を感じる点 「家庭」「地域」「職場」「学校」の項目ごとに、自由に意見を出しあった。</p> <p>○男女共同参画の視点が欠けている・必要だと思うこと 「家庭」「地域」「職場」「学校」の項目ごとに、自由に意見を出し合った。</p>

●平成 30 年 12 月 4 日～12 月 28 日

「男女共同参画に関する中学生意識調査」を実施。

1 調査期間	平成 30 年 12 月 4 日～12 月 28 日		
2 調査対象	市内中学校の 2 年生男女 1,309 人 (19 校)		
3 調査方法	各学校での配布・回収		
4 回収率	93.7% (有効回答率: 93.6%)		
5 調査項目			
	分 野	設問番号	設問数 (副設問を含む)
(1)	回答者の属性	問 1～問 2	2 問
(2)	男女平等について	問 3～問 7	7 問
(3)	将来について	問 8～問 13	6 問
(4)	男女共同参画社会について	問 14～問 15	2 問
(5)	自分らしく生きられる社会について	問 16～問 18	3 問
(6)	男女間の人権について	問 19～問 23	5 問
		合 計	25 問
6 男女比	女子 48.0%、男子 52.0%		

●平成 31 年 2 月 13 日

「職業生活における女性活躍推進に向けたグループインタビュー」の実施。

1 実施日時	平成 31 年 2 月 13 日 (水) 14:00～15:30	
2 参加者	唐津市内の事業所に勤務する 20～40 代の一般従業員 10 人	
3 参加事業所	事業所名 (50 音順)	
	唐津上場商工会	唐津市役所
	唐津商工会議所	唐津信用金庫
	唐津東商工会	T B ソーテック九州株式会社
	中島商事株式会社唐津支店	ヒダカ工業株式会社
	株式会社ブルーム	宮島醤油株式会社
4 場所	唐津市民会館会議室	
5 実施方法	グループインタビュー	
6 検討項目	・「女性活躍推進」「男女共同参画」に関する職場での課題・解決策の検討	

●平成 31 年 2 月 20 日～2 月 28 日

「男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査」を実施。

1 調査期間	平成 31 年 2 月 20 日～2 月 28 日		
2 調査対象	唐津市職員（正規職員のみ）1,327 人		
3 調査方法	庁内 LAN に調査票を掲示し、各自の端末で回答を入力		
4 回収率	71.4%（有効回答率：71.4%）		
5 調査項目			
	分 野	設問番号	設問数 (副設問を含む)
(1)	回答者の属性	問 1～問 5	5 問
(2)	結婚や家庭生活について	問 6～問 7	2 問
(3)	教育・子育てについて	問 8～問 9	2 問
(4)	仕事と生活について	問 10～問 16	7 問
(5)	女性活躍推進について	問 17～問 27	11 問
(6)	ワーク・ライフ・バランスについて	問 28～問 31	4 問
(7)	社会活動について	問 32～問 34	3 問
(8)	人権尊重について	問 35～問 45	11 問
(9)	男女共同参画について	問 46～問 48	3 問
	合 計		48 問
6 男女比	女性 30.0%、男性 69.8%、その他 0.2%		
7 年齢構成	10・20 歳代 16.4%	30 歳代 26.3%	
	40 歳代 34.8%	50 歳以上 22.6%	

●平成 31 年 3 月 27 日

「平成 30 年度第 3 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。

- ・唐津市の男女共同参画の現状と課題について
(市民意識調査、企業アンケート調査、中学生意識調査の結果概要)
- ・唐津市男女共同参画行動計画（第 4 次）の策定について

●令和元年 5 月 28 日

「令和元年度第 1 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。

- ・唐津市の男女共同参画の現状と課題について
(市民意識調査、企業アンケート調査、中学生意識調査の結果概要)
- ・唐津市男女共同参画行動計画（第 4 次）(案)について

- 令和元年7月2日
「令和元年度第1回唐津市男女共同参画推進本部会議」の開催。
・唐津市男女共同参画行動計画（第4次）（案）について
- 令和元年9月2日
「令和元年度第2回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
・唐津市男女共同参画行動計画（第4次）（案）基本目標1・2について
- 令和元年9月25日
「令和元年度第3回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
・唐津市男女共同参画行動計画（第4次）（案）基本目標3・4について
- 令和元年10月30日
「令和元年度第4回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
・唐津市男女共同参画行動計画（第4次）（案）について
- 令和元年12月1日～令和元年12月31日
パブリックコメント実施。
- 令和2年2月21日
「令和元年度第5回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
・唐津市男女共同参画基本計画（第4次）（案）について
- 令和2年3月3日
「令和元年度第2回唐津市男女共同参画推進本部会議」の開催。
・唐津市男女共同参画基本計画(第4次)（案）について

5 唐津市男女共同参画行動計画（第3次）などの評価

「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」、「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」、「唐津市女性活躍推進計画」の基本目標実現に向けた事業の実施状況について、平成30年度に事業担当課で達成度の自己評価を行いました。

※一つの事業に複数の担当課がある場合、主になる担当課の評価を記載しています。

※評価内容

A+：目標を上回って達成（101%以上）

A：目標をおおむね達成（80～100%）

B：着手し推進しているが、目標達成には至らず（60～80%）

C：目標に対してほぼ着手しておらず、未達成（40%以下）

（1）唐津市男女共同参画行動計画（第3次）の達成状況

【唐津市男女共同参画行動計画（第3次）の達成状況（平成27～31年度）】

評価実施時期：平成30年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数			
		A+	A	B	C
I 男女共同参画の意識づくり	50	-	34	12	4
II 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり	70	-	41	17	12
III 男女間の暴力のない社会づくり	18	-	14	4	-
IV 生涯を通じた健康づくり	18	-	12	5	1
合計 ()は構成比	156 (100.0%)	-	101 (64.7%)	38 (24.4%)	17 (10.9%)

156 施策中 101 施策（64.7%）が目標をおおむね達成しA評価となっています。

また、着手し推進しているが、目標達成には至っていないB評価が2割強（24.4%）、目標に対してほぼ着手しておらず、未達成のC評価が1割程度（10.9%）となっています。

(2) 唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）の達成状況

【唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）の達成状況（平成27～31年度）】

評価実施時期：平成30年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数			
		A+	A	B	C
1 DV防止のための意識啓発と情報提供	11	-	8	1	2
2 DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実	11	-	9	2	-
3 DV被害者の保護体制の充実	6	-	5	1	-
4 DV被害者の自立支援の充実	5	-	5	-	-
5 推進体制の充実	6	-	4	2	-
合計 ()は構成比	39 (100.0%)	-	31 (79.5%)	6 (15.4%)	2 (5.1%)

39施策中31施策にあたる約8割（79.5%）が、目標をおおむね達成しA評価となっています。

(3) 唐津市女性活躍推進計画の達成状況

【唐津市女性活躍推進計画の達成状況（平成30～31年度）】

評価実施時期：平成30年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数			
		A+	A	B	C
I 職業生活における女性活躍の推進	9	-	-	6	3
II 職業生活と家庭生活との両立支援	7	-	4	1	2
合計 ()は構成比	16 (100.0%)	-	4 (25.0%)	7 (43.8%)	5 (31.3%)

「着手し推進しているが、目標達成には至っていない」とするB評価の割合が最も高く約4割（43.8%）を占めています。

6 男女共同参画行政年表

	世界(国連)	国	佐賀県	唐津市
1975年(S50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催 「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置		
1976年(S51)	・「国連婦人の十年」始まる(1976年～1985年)	・民法一部改正(離婚後の氏名選択自由)施行		
1977年(S52)		・「国内行動計画」策定	・長期総合計画に「婦人に関する施策の推進」を盛り込む	
1979年(S54)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年(S55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催	・女子差別撤廃条約署名		
1985年(S60)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布(S61年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「佐賀県婦人問題対策の推進方策」策定	
1987年(S62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年(S63)			・佐賀県長期構想に「男女共同参加の社会づくり」を盛り込む	
1990年(H2)			・「さが女性プラン21」策定	
1991年(H3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第1次改定)策定 ・「育児休業に関する法律」(育児休業法)制定(H4年施行)		・《合併前唐津市》「女性のつどい」設置(教育委員会社会教育課)
1993年(H5)	・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行	・「佐賀県女性行政推進会議」設置	
1994年(H6)		・「男女共同参画推進本部」設置		
1995年(H7)	・第4回国連世界女性会議(北京)開催「北京宣言」、「行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(育児・介護休業法に改称)(H11年全面施行)	・佐賀県立女性センター(アバンセ)開館	・《合併前唐津市》教育委員会社会教育課に「女性青少年対策室」設置 ・第1回唐津市男女共同参画推進フォーラム実施(市主催)
1996年(H8)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「さが女性プラン21(改訂版)」策定	・《合併前唐津市》公募による「女性つどい」設置 ・《合併前唐津市》女性問題に関する市民意識調査実施
1997年(H9)		・「男女雇用機会均等法」改正(H11年施行)		・《合併前唐津市》企画調整課に「女性政策室」設置
1998年(H10)				・《合併前唐津市》「男女共同参画推進本部」設置 ・《合併前唐津市》「唐津市男女共同参画推進行動計画策定懇話会」設置

	世界（国連）	国	佐賀県	唐津市
1999年（H11）	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行		・《合併前唐津市》「唐津市男女共同参画推進行動計画」策定 ・《合併前唐津市》企画情報部企画調整課男女共同参画室に名称変更
2000年（H12）	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）開催	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー規制法」公布、施行		
2001年（H13）		・内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「DV防止法」公布（H14年全面施行） ・「女性に対する暴力をなくす運動」決定 ・「育児・介護休業法」改正（H14年施行） ・第1回男女共同参画週間	・「佐賀県男女共同参画基本計画」策定 ・「佐賀県男女共同参画推進条例」施行	・《合併前唐津市》企画情報部男女共同参画室設置
2002年（H14）			・佐賀県男女共同参画推進員を設置（H21年度まで） ・佐賀県立女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に位置付ける	・《合併前唐津市》市民意識調査実施
2003年（H15）	・国連女子差別撤廃委員会第29会期において、日本の第4・5回女子差別撤廃条約実施状況報告を審議	・「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行（H17年全面施行） ・「女性のチャレンジ支援策」報告		・《合併前唐津市》「唐津市男女共同参画推進行動計画策定懇話会」設置、提言を受ける
2004年（H16）		・「DV防止法」改正、施行 ・「育児・介護休業法」改正（H17年施行）	・「佐賀県DV総合対策会議」及び「佐賀県DV総合対策センター」を設置	・《合併前唐津市》「第二次唐津市男女共同参画推進行動計画」策定
2005年（H17）	・第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」（ニューヨーク）開催	・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	・佐賀県男女共同参画推進連携会議を創設	・市町村合併により新唐津市誕生 ・総合政策部男女共同参画課となる ・「唐津市男女共同参画行動計画」策定
2006年（H18）		・「男女雇用機会均等法」改正（H19年施行）	・「佐賀県男女共同参画基本計画」改定 ・「佐賀県DV被害者支援基本計画」策定	
2007年（H19）		・「パートタイム労働法」改正（H20年施行） ・「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「DV防止法」改正（H20年施行）	・「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」策定	
2008年（H20）		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		・市民意識調査実施 ・「唐津市男女共同参画行動計画策定懇話会」設置
2009年（H21）		・「育児・介護休業法」改正（H22年施行） ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	・「佐賀県DV被害者支援基本計画」改定 ・「女性センター」の名称を「男女共同参画センター」に変更	・地域振興部男女共同・市民協働課へ機構改革 ・「唐津市男女共同参画行動計画策定懇話会」の提言を受ける

参考資料

	世界（国連）	国	佐賀県	唐津市
2010年（H22）	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）開催	・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定		・企画経営部男女共同参画・市民協働課へ機構改革 ・唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱制定 ・「唐津市男女共同参画行動計画（第2次）」策定
2011年（H23）	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UNWomen）」発足		・「男性総合相談」開設 ・「佐賀県男女共同参画基本計画」（2011-2015）を策定	
2012年（H24）		・改正育児・介護休業法施行	・性暴力救援センターさが（さが mirai）開設	・「唐津市特定事業主行動計画」策定 ・企画経営部男女共同参画・地域づくり課へ機構改革
2013年（H25）		・「男女雇用機会均等法」改正（H26年施行） ・「ストーカー規制法」改正・施行 ・「DV防止法」改正（H26年施行）	・「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画（2013-2016）」を策定	・企画財政部男女共同参画・地域づくり課へ機構改革 ・市民意識調査実施
2014年（H26）		・「パートタイム労働法」改正（H27年施行） ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	・「女性の大活躍推進佐賀県会議」発足 ・「佐賀県DV被害者支援基本計画」改定	
2015年（H27）	・国連サミットで「持続可能な開発目標」2030アジェンダ採択 ・第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（H28年全面施行） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		・「第2次唐津市総合計画」策定 ・「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」策定 ・「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」策定 ・「唐津市特定事業主行動計画（第2次）」策定
2016年（H28）	・第60回国連女性の地位委員会開催 ・国際女性差別撤廃委員会が日本政府の「第7回及び第8階報告」に対する最終見解	・「男女雇用機会均等法」改正（H29年施行） ・「育児・介護休業法」改正（H29年施行） ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（H29年施行）	・「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」（「佐賀県女性活躍推進計画」含む）策定	・「唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定
2017年（H29）		・いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に対する関係府対策会議の設置		・企業アンケート調査実施
2018年（H30）		・「子ども・子育て支援法」改正（R1年施行） ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布		・「唐津市女性活躍推進計画」策定 ・未来創生部男女参画・女性活躍推進課へ機構改革 ・市民意識調査実施 ・中学生意識調査実施 ・企業アンケート調査実施
2019年（R1）	・W20日本開催（第5回WAW!と同時開催）	・「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、改正（R2年施行） ・「育児・介護休業法」改正（R3年施行） ・「DV防止法」改正（R2年施行）	・「第4次佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画」策定	

7 関連法令

(1) 男女共同参画社会基本法（抄）

平成11年6月 法律第78号
最終改正：平成11年7月 法律第102号
平成11年12月 法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等

を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女協同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

参考資料

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱二前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を促進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

附則 (略)

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

平成 27 年 法律第 64 号
最終改正：令和元年 6 月 法律第 24 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行

うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が発する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届出よう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をし

参考資料

て労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共

団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二條 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働

参考資料

働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

平成13年法律第31号

最終改正：令和元年6月法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則 (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴

参考資料

力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和三十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員
の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けた
ときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるも
のとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命
等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加
える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章におい
て同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)
が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である
場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力
(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害
者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に
あっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身
体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)
により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者
である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する
暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、
被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合
にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受け
る身体に対する暴力。同号において同じ。)により、そ
の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい
ときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又
は身体に危害が加えられることを防止するため、当該
配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に
対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はそ
の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で
あった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに
第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲
げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げ
る事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当
該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害
者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている
住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場
所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者
の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近
をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害
者と共に生活の本拠としている住居から退去するこ
と及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこ
と。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定
による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者
の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられる
ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が
生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日
から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対し
て次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないこ
とを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を
告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない
場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装
置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信する
こと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前
六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用
いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の
情を催させるような物を送付し、又はその知り得る
状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る
状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはそ
の知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害す
る文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り
得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成
年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第
一項第三号において単に「子」という。)と同居してい
るときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足
りる言動を行っていることその他の事情があることか
ら被害者とその同居している子に関して配偶者と面会
することを余儀なくされることを防止するため必要が
あると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を
発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ
り、その生命又は身体に危害が加えられることを防止す
るため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、
同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して
六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者
と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項に
おいて同じ。)、就学する学校その他の場所において当該
子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学
校その他その通常所在する場所の付近をはいかいして
はならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が
十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者
の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を
有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居し
ている者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第
一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛
けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその
他の事情があることから被害者とその親族等に関して
配偶者と面会することを余儀なくされることを防止す
るため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定
による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者
の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられる
ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が
生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日
から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等
の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除
く。以下この項において同じ。)その他の場所において

当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容 ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置

置の内容 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十

三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明

があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命

令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審期の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

参考資料

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を

含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

8 用語解説

用語	解説
<あ行>	
一般事業主行動計画(女性活躍推進法)	女性活躍推進法第8条に基づき事業主が定める計画で、自社の女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を踏まえて、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込んだものです。労働者への周知、外部への公表、都道府県労働局への届出のほか、自社の女性の活躍に関する情報公表などが義務付けられています。
NPO	利益を得て配当することを目的とする企業に対し、社会的な使命を達成することを目的としています。一般に、法人格の有無や法人格の種類(NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、協同組合など)を問わず、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動する団体を指します。
M字(カーブ)	女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというカーブのこと。
LGBTs	恋愛の対象が同性や両性である人や、生まれたときの性別に違和感を持つ人、性同一性障害の人など、性のあり方が多数の人たちと異なる人たちを総称して「LGBTs」(エル・ジー・ビー・ティー・ズ)と呼ぶことがあります。偏見や差別をなくし、正しい理解を深めることが必要です。 この計画では、「唐津市人権教育・啓発基本方針(平成31年3月策定)」に準じて、「LGBTs」と表記します。
<か行>	
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確になり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。
固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
<さ行>	
周産期医療	周産期とは、妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るのが周産期医療です。

用語	解説
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別です。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があり、このような男女の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。ジェンダーは、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
女性のエンパワメント	女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、文化的に力をつけるとともに、それを発揮し、行動していくことをいいます。
女性人材バンク	各分野で活動している市内在住または勤務している女性の情報を幅広く集めて、市の審議会や委員会などに女性の委員登用を進めています。
女性の活躍推進佐賀県会議（女性の活躍推進佐賀県会議）	女性が能力や感性を生かし、いきいきと働き続けることができる社会をめざし、県内の経済団体が中心となって、平成26年1月に「女性の活躍推進佐賀県会議」（以下、「会議」）が設置されました。会議では、設立趣旨に賛同する県内企業・団体などと連携して、女性の社会進出の促進、女性の能力と感性をより発揮できる社会づくりを進めています。（令和元年度から「女性の活躍推進佐賀県会議」に名称変更）
セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせ。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。
〈た行〉	
DVシェルター	暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことです。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っています。一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多いようです。
デートDV	恋人同士の間で起きる暴力を指します。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦や恋人など親密な間柄にある男女（パートナー）間において、主に男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力を指します。物理的な暴力だけでなく、おどし、ののしり、無視、言動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念です。
〈な行〉	
二次被害	この計画では、相談を受けた人が被害者に不適切な対応をとることで、DVで傷ついた被害者が更に傷つくことをいいます。
〈は行〉	
配偶者暴力相談支援センター	DV防止法では、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めることが求められています。配偶者暴力相談支

	<p>援センターでは、配偶者からの暴力の防止および被害者保護のため、以下の業務などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談や相談機関の紹介 ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助など <p>佐賀県では、佐賀県婦人相談所と佐賀県立男女共同参画センターの2か所が配偶者暴力相談支援センターとして機能しています。</p>
婦人相談所	<p>売春防止法第34条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置されています。元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設でしたが、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じる中で配偶者間の暴力に関しても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立前から相談・保護に取り組んできました。平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられました。佐賀県では、平成14年4月から、佐賀県婦人相談所がその役割を担う機関の一つとなっています。</p>
<や行>	
ユニバーサルデザイン (UD)	<p>製品、建物、空間、環境などを、様々な人ができる限り利用可能であるようにはじめから考えてデザインするという概念です。世の中には、男性や女性、子どもや高齢者、障がいのある人、日本語が分からない人など様々な人たちがいます。こうした違いを超えて、できる限り多くの人に使いやすいよう考えてつくることです。</p>
<ら行>	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）と、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）。</p> <p>1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期の健康上の問題など、障がいを通じた性と生殖の課題が幅広く議論されています。</p>
6次産業化	<p>農林水産物などの生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動で、農林水産物などの価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したもの。</p>
<わ行>	
ワンストップ相談窓口	<p>各種行政手続きの案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続きで提供することをワンストップ・サービスといいます。手続などに係る負担の軽減、利便性を向上させることを目的としています。</p>

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）

発行年月 令和 2 年 3 月

発行 唐津市 未来創生部 男女参画・女性活躍推進課

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

TEL：0955-72-9239

FAX：0955-72-9182

